

証券コード 4449
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号

株式会社ギフトィ

代表取締役社長 太 田 睦

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://giftee.co.jp/ir/stock/info/shareholdermeeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービスウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権は書面によって行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日の様子はライブ配信を通じてご覧いただくことができます。詳細は後述の「株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日時 2023年3月28日（火曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
2. 場所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス タワー棟3階 カンファレンス
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項
1. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会招集ご通知の記載内容を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://giftee.co.jp/ir>) より、発信情報をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
- ・役員及び係員は、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応をさせていただきます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席数を限定しております。満席の場合にはご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。

株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

当社は、新型コロナウイルス感染拡大防止に加え、株主総会会場にお越しになれない株主様のために、株主総会の模様をご自宅等でご覧いただけるよう、ライブ配信を実施いたしますので、以下のとおりご案内いたします。

1. 配信日時

2023年3月28日（火曜日） 午後1時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/giftee20230328>

上記サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、必要事項をご入力の上、ご覧ください。
<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、動画配信画面下部の「質問」ボタンよりご送信ください。

【受付期間】 2023年3月10日(金曜日)～2023年3月27日(月曜日)午後6時30分まで

以上

お問い合わせ先

当日のライブ配信に関するご不明点に関しましては、下記にお問い合わせください。

【当日専用】 **03-6416-5286** (受付時間：当日正午～株主総会終了時まで)

その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

注意事項

- 本ライブ配信は視聴専用であり、質疑応答には対応しておりません。また、当日の決議へご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、極力、書面による議決権の事前行使をお願いいたし、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信用料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気の緩やかな持ち直しの動きがみられた一方で、物価上昇による家計や企業への影響、金融資本市場の変動等の影響への十分な注視が必要な環境となりました。

当社グループは、スマートフォン等のオンライン上で送付・使用することができるeギフトの生成・流通・販売を行っております。我が国におけるスマートフォンの保有比率が高まる中で、個人・法人・自治体等の間におけるオンライン上でのコミュニケーションの機会が増加し、そのツールとしてのeギフトの需要が拡大しております。

このような環境の中、eギフトをマーケティング等に利用する法人に向けたeギフト販売（『giftee for Business』サービス）の利用企業（DP）数・キャンペーン数が好調に推移し、前期に引き続き過去最高値を更新いたしました。また、当社グループの提供するeギフト生成システム『eGift System』の導入企業についても幅広いジャンルでの導入が進みました。

なお、当第4四半期連結会計期間において、インドネシアにてPT giftee International Indonesia.が営業を開始し、また株式会社paintoryの全株式を取得したことに伴い、それぞれ連結の範囲に含めております。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,723百万円（前年同期比26.8%増）、売上総利益は3,966百万円（前年同期比25.2%増）、営業利益は362百万円（前年同期比17.6%増）、経常利益は352百万円（前年同期比41.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10百万円（前年同期比92.7%減）となりました。

また、『giftee』サービスの会員数は196万人（前期比12万人増）、『giftee for Business』の利用企業（DP）数は1,456社（前期比332社増）、『eGift System』サービスの利用企業（CP）数は276社（前期比68社増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は総額161百万円で、主なものは自社利用のソフトウェア開発であります。

また、設備の除却はソフトウェアについて21百万円行っております。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度中の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、個人・法人・自治体等の間におけるオンライン上でのコミュニケーションの機会が増加し、そのツールとしてのeギフトの需要が継続して拡大いたしました。その結果、当社グループにおけるeギフト総流通額は351億円となりました。今後も急速な成長を続けるeギフト市場の中で、eギフトプラットフォームとして市場を牽引する取り組みを推進してまいります。

そうした中、当社グループが対処すべき課題として、以下を重要視してまいります。

① 事業パートナーとの提携の強化について

当社グループは、eギフトの発行企業や流通企業を事業パートナーとして位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとの提携強化及び新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、eギフトを活用する個人及び事業者の様々なニーズに対応してまいります。

② 多彩な収益機会の確保及び拡大について

当社グループは、『giftee』サービスから始まり、『eGift System』サービス、『giftee for Business』サービス、『地域通貨』サービス等のサービスを展開し、多彩な収益機会の確保及び拡大に努めてまいりました。今後も、各既存サービスの強化に加え、効果的なマーケティングを行うための新たなシステムの開発や新たなプロモーションの提案に取り組む等、新規ビジネスの創出を図り、収益ポートフォリオの最適化を目指してまいります。

③ 継続的な事業（サービス）創出について

当社グループは、拡大する国内eギフト市場において、様々な顧客のニーズを捉え、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組むことが重要であると考えており、これまで、『Giftee Campaign Platform』をはじめとする新規サービスを展開してきました。引き続き、新事業（サービス）を創出することで、顧客の様々なニーズへの対応力を向上させ、既存事業及び新規事業の成長を図ってまいります。

④ 当社グループの一気通貫のビジネスモデルの継続について

当社グループは、eギフトの「生成・流通・販売・決済・実績管理」まで、一気通貫で行える『eGift System』をSaaSサービスとして提供しており、様々な顧客のニーズに対応することが可能であると考えております。当社グループの強みである一気通貫のビジネスモデルを維持していくためにも、システムの安定性は不可欠であり、顧客及びトラフィック等を考慮したインフラ環境のさらなる整備により、今後も引き続きシステムの安定性の確保及び効率化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保・育成について

優秀な人材を数多く確保・育成することは当社グループの事業を展開するうえで重要であると認識しております。特にサービスの利便性及び機能の向上に資する優秀なエンジニア、収益基盤を強化するためのサービスの販売を担当する営業担当者を、適時かつ継続的に採用することが課題であると認識しております。

当社グループは、適時な人材の確保・育成のため、知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の柔軟化に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループは、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑦ 情報管理体制の強化について

当社グループは、システム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報システム管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑧ サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティの取り組みとして、ステークホルダーにとって重要であると同時に、当社グループにとって経営インパクトの大きい課題として、下記のマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

サービス・ソリューションを通じた社会課題の解決		<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーションの活性化・想い・絆・縁を育む・デジタル化による様々な負担の軽減
持続的成長を支える基盤	環境	<ul style="list-style-type: none">・気候変動への対応・資源の有効活用
	社会	<ul style="list-style-type: none">・ダイバーシティ&インクルージョン・人権の尊重と働きがいのある職場環境・データセキュリティ・お客様のプライバシー
	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">・コーポレートガバナンス・コンプライアンス・公正な事業慣行

当社グループは、これらマテリアリティへの取り組みを推進することで、社会課題の解決に貢献してまいります。

なお、当社のサステナビリティに関する主な取り組みについては、下記の当社ホームページにて開示しております。

<https://giftee.co.jp/ir/sustainability>

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第10期	2020年度 第11期	2021年度 第12期	2022年度 (当連結会計年度) 第13期
売 上 高 (百万円)	1,767	3,082	3,725	4,723
経 常 利 益 (百万円)	523	1,103	248	352
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	384	752	150	10
1 株 当 た り 利 益 (円)	15.75	28.47	5.49	0.38
総 資 産 (百万円)	4,352	6,204	18,945	19,769
純 資 産 (百万円)	3,532	4,354	7,787	8,094
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	135.01	161.12	265.13	267.60

(注) 当社は、2019年1月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第10期	2020年度 第11期	2021年度 第12期	2022年度 第13期
売 上 高 (百万円)	1,766	3,076	3,216	3,779
経 常 利 益 (百万円)	540	1,148	505	590
当 期 純 利 益 (百万円)	402	797	391	45
1 株 当 た り 利 益 (円)	16.48	30.17	14.29	1.56
総 資 産 (百万円)	4,371	6,265	18,264	19,014
純 資 産 (百万円)	3,554	4,426	8,096	8,461
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	135.85	163.77	276.03	280.35

(注) 当社は、2019年1月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソウ・エクスパリエンス株式会社	68百万円	100 %	eギフトプラットフォーム事業
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	9,568千 リンギット	100 %	eギフトプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業	主要サービス
eギフトプラットフォーム事業	・個人向けeGiftサービス「giftee」の提供
	・法人向けeGiftサービス「giftee for Business」の提供
	・eGift Systemの提供
	・地域通貨サービス等の提供

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)
(当社)

名称	所在地
本社	東京都品川区
関西支局	京都市中京区

(子会社)

名称	所在地
ソウ・エクスパリエンス株式会社	東京都渋谷区
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
257名	47名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数が当期に47名増加しておりますが、これは、単体の従業員数増及び連結子会社の増加によるものであります。

(10) 主要な借入先及び借入金残高

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1,207

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,153,102株
(自己株式162株を含む)

(3) 株主数 7,248名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,593,000 株	15.75 %
太田 睦	4,552,000	15.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,483,200	8.51
梅田 裕真	1,750,000	6.00
鈴木 達哉	1,482,000	5.08
柳瀬 文孝	1,320,000	4.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I E D U C I T S C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T 1 5 . 3 1 5 P C T	1,115,000	3.82
株式会社ジェーシービー	950,000	3.25
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 3 0 3	900,000	3.08
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	568,063	1.94

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社代表取締役 太田 睦は、2021年12月に実行した当社資金調達に伴う株券等貸借に関する契約に基づき70万株を貸し付けており、貸株分を含む持株数は、5,252,000株であります。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

当事業年度末日における新株予約権等の状況は以下のとおりです。

① 第6回新株予約権（2016年9月9日発行）

- ・新株予約権の数
211個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式211,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 70円
- ・新株予約権の行使期間
2018年9月10日から2026年9月9日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。

② 第8回新株予約権（2018年3月23日発行）

- ・新株予約権の数
27個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式27,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210円
- ・新株予約権の行使期間
2020年3月24日から2028年3月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

③ 第9回新株予約権（2018年7月18日発行）

- ・新株予約権の数
406個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式406,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 210 円
- ・新株予約権の行使期間
2020年7月19日から2028年7月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④ 第10回新株予約権（2019年1月4日発行）

- ・新株予約権の数
76個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式76,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 275 円
- ・新株予約権の行使期間
2021年1月4日から2029年1月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 第12回新株予約権（2019年5月17日発行）

- ・新株予約権の数
50個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式50,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 1,500円
- ・新株予約権の行使期間
2021年5月18日から2029年5月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑥ 第13回新株予約権（2020年11月13日発行）

- ・新株予約権の数
160個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式160,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,215円
- ・新株予約権の行使期間
2022年11月14日から2030年11月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦ 第14回新株予約権（2021年3月12日発行）

- ・新株予約権の数
541個（新株予約権1個につき100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式54,100株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,898円
- ・新株予約権の行使期間
2023年3月13日から2031年3月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑧ 第15回新株予約権（2021年11月12日発行）

- ・新株予約権の数
83個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式83,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 3,528円
- ・新株予約権の行使期間
2023年11月13日から2031年11月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑨ 第16回新株予約権（2022年11月30日発行）

- ・新株予約権の数
88個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式88,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 2,291円
- ・新株予約権の行使期間
2024年11月15日から2032年11月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）又は子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権	0個	0株	0名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	406個	406,000株	3名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
	第15回新株予約権	一個	一株	一名
社外取締役	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第6回新株予約権	一個	一株	一名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
	第14回新株予約権	一個	一株	一名
監査役	第15回新株予約権	一個	一株	一名
	第16回新株予約権	一個	一株	一名
	第6回新株予約権	一個	一株	一名
	第8回新株予約権	一個	一株	一名
	第9回新株予約権	一個	一株	一名
	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第12回新株予約権	一個	一株	一名
	第13回新株予約権	一個	一株	一名
第14回新株予約権	一個	一株	一名	
第15回新株予約権	一個	一株	一名	
第16回新株予約権	一個	一株	一名	

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当該新株予約権等の内容は (1) に記載のとおりであります。

- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	名 称	新株予約権の数	交 付 者 数
当社従業員 (当社役員を除く)	第16回新株予約権	88個	59名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
太田 睦	代表取締役社長CEO	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director Giftee Mekong Company Ltd. Chairman PT giftee International Indonesia. President Director ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役
鈴木 達哉	代表取締役COO兼 事業本部長	ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役 株式会社paintory 取締役
柳瀬 文孝	取締役CTO兼 技術本部長	
藤田 良和	取締役CFO兼 コーポレート本部長	株式会社paintory 取締役
妹尾 堅一郎	取締役	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 東京大学 大学院工学研究科 (TMI) 非常勤講師 エリアワークス株式会社 取締役 長野県農業大学校 客員教授
中島 真	取締役	株式会社CAMPFIRE 取締役 big株式会社 代表取締役 three treasures株式会社 取締役 株式会社スタイリィ 社外取締役 株式会社Inspire High 社外取締役
伊能 美和子	取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役 株式会社学研ホールディングス 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役
工木 大造	監査役	
秋元 芳央	監査役	Oneプライベート投資法人 監督役員 フォースタートアップス株式会社 社外監査役 英和法律事務所 パートナー 財産ネット株式会社 社外監査役 株式会社ミラティブ 社外監査役 オンサイト株式会社 社外監査役
植野 和宏	監査役	植野和宏公認会計士事務所 所長 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー 植野和宏税理士事務所 所長 ESネクスト有限責任監査法人 パートナー 株式会社Leagress 代表取締役 ファーストコーポレーション株式会社 監査等委員 取締役 KIYOラーニング株式会社 社外取締役

- (注) 1. 妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏は社外取締役であります。
2. 監査役工木大造氏、秋元芳央氏、植野和宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役植野和宏氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏、監査役工木大造氏、秋元芳央氏及び植野和宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針とい
います。)について、2021年2月22日開催の取締役会において審議・決定して
おります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとし
て十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬
の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としてお
ります。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、
業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職
務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第9回定時株主総会にお
いて年額1億円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与
は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取
締役は3名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年3月23日開催の第8回定時株主総会にお
いて年額1,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監
査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、
コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬に関する取締役会の
任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。個人別の報酬額等の
具体的内容については、報酬構成・水準・総額上限等について報酬委員会にお
いて審議し、その答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定しています。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長： 妹尾 堅一郎(社外取締役)

委員： 中島 真(社外取締役)、工木 大造(社外監査役)

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の
内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、
報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に
沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80 (11)	75 (11)	5 (-)	- (-)	7 (3)
社外監査役	6	6	-	-	3

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結EBITDAの目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。当該業績指標を選定した理由は、当社の成長性を表す数値として適切であると考えたことによるものです。

業績連動報酬等の額は、EBITDAの目標値に対する達成度合いに応じて算出した額を報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

当事業年度を含むEBITDAの推移は下記のとおりです。

区 分	2019年度 第10期	2020年度 第11期	2021年度 第12期	2022年度 第13期
EBITDA (百万円)	556	1,175	713	802

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と社外役員の兼職先との間には重要な取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社社外役員と主要取引先等特定関係事業者の間に重要な関係性はありませ
ん。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 妹尾堅一郎

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における卓越した知識に基づく幅広い観点から意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与して
います。

また、指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的・中立的立場で
当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担って
おります。

社外取締役 中島真

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験に基づき、経営方針や組織運営、事業計画、業績、M&Aに関する意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しています。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外取締役 伊能美和子

2022年3月の就任後、開催された取締役会11回の全てに出席し、音楽・映像・教育をはじめとした幅広い分野の経験から培った深い見識、上場企業での経営経験に基づき、営業活動、経営方針、組織運営、M&Aに関する意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しております。

社外監査役 工木大造

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験及び管理部門担当役員としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、常勤監査役として、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役 秋元芳央

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、企業法務の専門家としての立場から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役 植野和宏

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

- ④ 社外役員が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である GIFTEE MALAYSIA SDN.BHD.、Giftee Mekong Company Ltd.及びPT giftee International Indonesia.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

- (5) 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b) コンプライアンス体制の整備強化を図るために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。

(c) 健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

(b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

(b) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b) 業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。
 - (b) 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとします。
- j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、監査役3名も出席のうえ開催し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

d. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e. 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認められた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社グループは成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化並びに人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,067	流動負債	3,346
現金及び預金	9,983	支払手形及び買掛金	1,159
受取手形、売掛金及び契約資産	1,944	1年内返済予定の長期借入金	172
棚卸資産	74	未払金	340
前渡金	747	未払費用	139
前払費用	289	未払法人税等	151
その他	27	契約負債	39
固定資産	6,702	預り金	1,293
有形固定資産	219	その他	51
建物	181	固定負債	8,328
工具、器具及び備品	37	転換社債型新株予約権付社債	7,013
無形固定資産	2,371	長期借入金	1,098
ソフトウェア	272	資産除去債務	71
ソフトウェア仮勘定	204	繰延税金負債	122
商標権	359	その他	21
のれん	1,534	負債合計	11,674
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,111	株主資本	7,709
投資有価証券	3,844	資本金	3,166
敷金及び保証金	209	資本剰余金	3,153
繰延税金資産	56	利益剰余金	1,389
その他	1	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	91
		その他有価証券評価差額金	123
		為替換算調整勘定	△31
		新株予約権	288
		非支配株主持分	4
		純資産合計	8,094
資産合計	19,769	負債・純資産合計	19,769

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	4,723
売上原価	756
売上総利益	3,966
販売費及び一般管理費	3,603
営業利益	362
営業外収益	
受取利息	4
社債利息	3
助成金収入	3
為替差益	1
その他	4
営業外費用	
支払利息	6
投資事業組合運用損	19
支払手数料	3
その他	0
経常利益	352
特別損失	
固定資産除却損	21
投資有価証券評価損	186
税金等調整前当期純利益	144
法人税、住民税及び事業税	169
法人税等調整額	△28
当期純利益	3
非支配株主に帰属する当期純損失	7
親会社株主に帰属する当期純利益	10

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,129	3,116	1,378	△0	7,623
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	37	37			74
親会社株主に帰属する当期純利益			10		10
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	37	37	10	△0	85
当期末残高	3,166	3,153	1,389	△0	7,709

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	10	△7	3	156	4	7,787
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						74
親会社株主に帰属する当期純利益						10
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112	△24	88	132	0	220
当期変動額合計	112	△24	88	132	0	306
当期末残高	123	△31	91	288	4	8,094

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数：5社

(2)連結子会社の名称

GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.
ソウ・エクスペリエンス株式会社
Giftee Mekong Company Ltd.
PT giftee International Indonesia.
株式会社paintory

(3)連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、PT giftee International Indonesia.を設立したことにより、並びに、株式会社paintoryの全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

商品：移動平均法による原価法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年

工具、器具及び備品：4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。商標権につきましては、10年の定額法により償却を行っております。

(3)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

②重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、または発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度から「契約負債」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたその他有価証券のうち、非上場投資先の新株予約権付社債については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収還付法人税等」（当連結会計年度は0百万円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「社債利息」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「受取手数料」（当連結会計年度0百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「社債利息」は0百万円であります。

3. 表示単位の変更

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

会計上の見積りに関する注記

1. ソウ・エクスパリエンス株式会社に係るのれん及び商標権の減損損失の認識の要否に関する判断

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,276百万円
商標権 349百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんのうち1,276百万円及び商標権349百万円は、連結子会社であるソウ・エクスパリエンス株式会社を取得した際に発生したものであり、取得時に対象会社が作成した将来の事業計画に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについて減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続した営業損失の計上、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等が含まれます。

当連結会計年度においては、ソウ・エクスパリエンス株式会社に係るのれん及び商標権を含む資産グループであるソウ・エクスパリエンス株式会社全体について、取得時に見込んだ事業計画上の営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候があると判定しておりますが、最新の事業計画に基づくのれん及び商標権の残存償却期間における割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りについては対象会社の直近の事業計画達成状況、販売実績や販売予測、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向等に基づいて策定され、対象会社の最新の事業計画を基礎として算出しております。事業計画の主要な仮定は将来のカatalog販売高の予測であり、過去の実績及び受注の獲得予測を考慮して決定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、不確実性が高く、将来の予測可能な事業環境の変化などによって、将来キャッシュ・フローが悪化した場合、減損損失の認識により翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 3,069百万円
投資有価証券評価損 186百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、当社グループの持続的な成長を実現するため、スタートアップ企業への投資を行っております。当社グループでは、複数の非上場企業に対して投資先の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で投資しております。外貨建の非上場株式については期末日の為替レートで換算しております。そのうえで、当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに、減損処理を行います。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資時における事業計画の達成状況や事業の進捗状況、市場の動向や資金調達状況等を把握するとともに、投資先の最新の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から株式価値を算定し、当該株式価値を株式簿価と比較することにより判断しております。当該判断には、見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、投資先の事業計画における主に将来の売上予測及び割引率であります。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、将来の状況を予想することは困難な状況ではありますが、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りにあたっては、入手可能な内部及び外部の情報等を踏まえ、当社グループの事業に与える影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、不確定要素が多いことから、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	49 百万円
建物	26 //
工具、器具及び備品	22 //

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 29,153,102株
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 927,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については銀行借入並びに株式及び社債の発行によっております。
 - (2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
金融資産の主なもの、現金及び預金、受取手形及び売掛金、並びに投資有価証券があります。預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式、非上場新株予約権付社債及び投資事業有限責任組合への出資金であり、発行会社の信用リスクに晒されております。
金融負債の主なものは支払手形及び買掛金、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金があります。支払手形及び買掛金については、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に投資資金の調達によるものであり、そのうち長期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理しております。投資有価証券は定期的に発行会社の財務内容を把握することにより管理しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。
 - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券			
非上場新株予約権付社債	343	343	-
資産計	343	343	-
(1)転換社債型新株予約権付社債	7,013	6,430	△583
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,270	1,261	△9
負債計	8,284	7,691	△592

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※2）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（※3）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	3,069
投資事業有限責任組合出資金	431

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
非上場新株予約権付社債	-	-	343	343
資産計	-	-	343	343

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	-	6,430	-	6,430
長期借入金	-	1,261	-	1,261
負債計	-	7,691	-	7,691

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

当社が保有している非上市新株予約権付社債は、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格等に基づいて算定しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後、一定期間は有効であるものと仮定しております。

②転換社債型新株予約権付社債

当社が発行している転換社債型新株予約権付社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	eギフトプラットフォーム事業（百万円）
gifteeサービス	188
giftee for Businessサービス	2,660
eGift Systemサービス	669
地域通貨サービス	428
Sow Experienceサービス	776
顧客との契約から生じる収益	4,723
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,723

(注) 当社グループは「eギフトプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等2. 会計方針に関する事項(3)その他連結計算書類作成のための重要な事項④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,515
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,944
契約負債（期首残高）	31
契約負債（期末残高）	39

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた金額は31百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	267円60銭
1 株当たり当期純利益	0円38銭

重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、2023年1月18日開催の取締役会において、meuron株式会社（以下、meuron社）の発行済株式を追加取得し、当社の連結子会社とすることについて決議し、2023年1月18日付で株式譲渡契約を締結するとともに、2023年1月25日付で株式を追加取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：meuron株式会社

事業の内容：クラフトビールサブスクリプションサービス「otomoni」の運営等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2021年6月にmeuron社の株式14.94%を取得し、業務提携後は当社のeギフトプラットフォームでのクラフトビールの販売・流通を行ってまいりました。本株式取得により、当社およびmeuron社は、これまでの取り組みをより深化・加速させるべく、新たに「Corporate Gift」領域におけるクラフトビールのニーズの獲得を図り、グループ一体でさらなるシナジーを実現することで、一層の企業価値向上を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2023年1月25日（みなし取得日 2023年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有している議決権比率 14.94%

企業結合日に追加取得する議決権比率 49.00%

取得後の議決権比率 63.94%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有している株式の企業結合日における時価 41百万円

取得の対価	現金	136百万円
-------	----	--------

取得原価	177百万円
------	--------

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算） 5百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計との差額

現時点では確定しておりません。

5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,047	流動負債	2,418
現金及び預金	9,067	買掛金	1,051
売掛金及び契約資産	1,750	1年内返済予定の長期借入金	147
棚卸資産	5	未払金	302
前渡金	747	未払費用	120
前払費用	260	未払法人税等	146
関係会社短期貸付金	207	契約負債	33
その他	9	預り金	580
固定資産	6,966	その他	36
有形固定資産	200	固定負債	8,133
建物	166	転換社債型新株予約権付社債	7,013
工具、器具及び備品	34	長期借入金	1,059
無形固定資産	468	資産除去債務	60
ソフトウェア	254	負債合計	10,552
ソフトウェア仮勘定	204	(純資産の部)	
その他	9	株主資本	8,049
投資その他の資産	6,296	資本金	3,166
投資有価証券	3,844	資本剰余金	3,153
関係会社株式	2,211	資本準備金	3,153
敷金及び保証金	184	利益剰余金	1,729
繰延税金資産	56	その他利益剰余金	1,729
		特定株式積立金	482
		繰越利益剰余金	1,247
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	123
		その他有価証券評価差額金	123
		新株予約権	288
		純資産合計	8,461
資産合計	19,014	負債・純資産合計	19,014

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,779
売 上 原 価		516
売 上 総 利 益		3,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,658
営 業 利 益		604
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
社 債 利 息	3	
為 替 差 益	2	
そ の 他	2	14
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	19	
支 払 手 数 料	3	
そ の 他	0	28
経 常 利 益		590
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	140	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	230	392
税 引 前 当 期 純 利 益		197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	166	
法 人 税 等 調 整 額	△13	152
当 期 純 利 益		45

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	特定株式積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,129	3,116	3,116	318	1,366	1,684
当期変動額						
新株の発行（新株予約 権の行使）	37	37	37			
当期純利益					45	45
特定株式積立金				163	△163	－
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	37	37	37	163	△118	45
当期末残高	3,166	3,153	3,153	482	1,247	1,729

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△0	7,929	10	156	8,096
当期変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）		74			74
当期純利益		45			45
特定株式積立金		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			112	132	245
当期変動額合計	△0	119	112	132	365
当期末残高	△0	8,049	123	288	8,461

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式：移動平均法による原価法
- ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年

工具、器具及び備品：4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるeギフトプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

eギフトプラットフォーム事業

主にeギフトの生成・流通・販売・決済・実績管理を一気通貫で行っています。顧客の商品・サービスと交換できるeギフトを第三者へ発券し、ユーザーが利用できる状態に手配、管理するサービスであることから、eギフトを第三者へ発券しユーザーが利用できる状態に手配した時点、発券したeギフトをユーザーが利用した時点、または発券したeギフトが有効期限切れによって管理が終了した時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び繰越利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度から「契約負債」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたその他有価証券のうち、非上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収還付法人税等」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました無形固定資産の「商標権」（当事業年度は2百万円）及び「特許権」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。

2. 損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「社債利息」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度から独立掲記することとしております。また、前事業年度において独立掲記しておりました営業外収益の「受取手数料」（当事業年度0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「社債利息」は0百万円であります。

3. 表示単位の変更

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表において、2021年3月に取得したソウ・エクスペリエンス株式会社の関係会社株式1,947百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソウ・エクスペリエンス株式会社の株式は市場価格のない株式であるため、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較を行い、実質価額の著しい下落に関する判定を行っております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、取得時の事業計画の達成状況や経営環境の変化等を総合的に勘案して超過収益力の毀損の有無を判断しております。当該事業計画における主要な仮定の内容については、連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1. ソウ・エクスペリエンス株式会社に係るのれん及び商標権の減損損失の認識の要否に関する判断」に記載のとおりであります。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券(非上場株式)の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 3,069百万円

投資有価証券評価損 140百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2. 投資有価証券(非上場株式)の評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、将来の状況を予想することは困難な状況ではありますが、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りにあたっては、入手可能な内部及び外部の情報等を踏まえ、当社の事業に与える影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、不確定要素が多いことから、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により当社の将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 39 百万円

建物 20 //

工具、器具及び備品 19 //

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)

関係会社に対する短期金銭債権 4 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 4 //

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分) 2 百万円

営業取引以外の取引による取引高 1 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 162株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	30百万円
一括償却資産	2 //
資産除去債務	18 //
繰延資産	1 //
未払事業税	13 //
未払賞与	45 //
未払家賃	7 //
その他	8 //
繰延税金資産合計	127百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△16百万円
其他有価証券評価差額金	△54 //
繰延税金負債合計	△70百万円
繰延税金資産純額	56百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鈴木 達哉	(被所有) 直接5.08	当社代表取締役	新株予約権の権利行使	11	—	—
役員	柳瀬 文孝	(被所有) 直接4.52	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	—	—
役員	藤田 良和	(被所有) 直接1.71	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	—	—
子会社	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	所有 直接100.00	資金の貸付先 役員の兼任	資金の貸付	127	関係会社 短期貸付金	207

(注) 2016年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権及び2018年7月18日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	280円35銭
1株当たり当期純利益	1円56銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社ギフティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ギフティの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社ギフティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギフティの2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます

2023年2月27日

株式会社ギフトィ 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	工 木 大 造	㊟
監査役(社外監査役)	秋 元 芳 央	㊟
監査役(社外監査役)	植 野 和 宏	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>小売店舗やオンラインサービス等で利用可能な電子クーポンの生成や消込を行うことを可能にするシステムの開発及び販売、保守サービスの提供</u> 2. <u>小売店舗やオンラインサービス等で利用可能な電子クーポンの販売や送信を行うシステムの開発及び販売、保守サービスの提供</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記において利用可能な電子及び物理クーポンの企画・販売 <u>(1)オンライン上のサービスや物品の購入・交換</u> <u>(2)店舗・施設及び自宅等でのサービスや物品の購入・交換</u> <u>(3)その他手段によるサービスや物品の購入・交換</u> 2. <u>オンライン販売を含む下記物品の企画・販売、及びそれらに付帯する製造・加工・梱包</u> <u>酒類、米穀類、塩、食料品、飲料品、医薬部外品、医療機器、化粧品、その他物品</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>小売店舗やオンラインサービス等で利用可能な電子クーポンの販売</u> 【新設】</p> <p>4. <u>インターネット、携帯情報端末機を利用した広告業務</u></p> <p>5. <u>コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発・販売、運用</u></p> <p>6. <u>前各号に付帯し、または関連する一切の事業</u></p>	<p>3. <u>第2号に付帯し、または関連する貨物利用運送事業</u></p> <p>4. <u>第1号の電子クーポンの生成や消込を行うことを可能にするシステム、その他前各号に係るシステムの開発・保守サービスの提供及びそれらの販売</u></p> <p>5. <u>インターネット、携帯情報端末機を利用した広告業務</u></p> <p>6. <u>コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発・販売、運用</u></p> <p>7. <u>前各号に付帯し、または関連する一切の事業</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	【重任】 おおた むつみ 太田 睦 (1984年12月29日生)	2007年8月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社(現、アクセンチュア株式会社)入社	4,552,000株
		2010年8月 当社設立 代表取締役 CEO (現任) 2018年9月 GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director (現任) 2021年3月 ソウ・エクスペリエンス株式会社 取締役 (現任) 2021年5月 Giftee Mekong Company Ltd. Chairman(現任) 2022年6月 PT giftee International Indonesia. President Director (現任)	
取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、代表取締役CEOとして、2010年の当社設立以来、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献して参りました。今後も、同氏が持つ創業経営者としての経験とリーダーシップ、ギフト領域に関する深い見識により、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き、社内取締役として選任をお願いするものであります。			
2	【重任】 すずき たつや 鈴木 達哉 (1985年7月24日生)	2008年4月 株式会社インスパイア入社 2011年5月 株式会社WACUL 取締役 2013年4月 当社 取締役 COO 2018年4月 当社 事業本部長 (現任) 2020年3月 当社 代表取締役 COO (現任) 2021年3月 ソウ・エクスペリエンス株式会社 取締役 (現任)	1,482,000株
		2022年10月 株式会社paintory 取締役 (現任) 2023年2月 neuron株式会社 取締役 (現任)	
取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、2013年の就任以降、取締役COO兼事業本部長として、また、2020年からは代表取締役(共同代表)として、新規事業やM&Aを牽引し、企業価値の向上に貢献して参りました。今後も、同氏が持つ事業開発やインターネット関連事業に関する経験と見識により、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き、社内取締役として選任をお願いするものであります。			
3	【重任】 やなせ ふみたか 柳瀬 文孝 (1980年9月11日生)	2007年8月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社(現、アクセンチュア株式会社)入社	1,320,000株
		2011年3月 当社 取締役 CTO (現任) 2019年3月 当社 CTO室 (現、技術本部) 本部長(現任)	
取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、取締役CTO兼技術本部長として、2010年の当社設立以来、プロダクト開発及び開発体系構築、セキュリティ体制の整備・強化を牽引し、企業価値の向上に貢献して参りました。今後も、同氏が持つテクノロジーやセキュリティ全般における経験と見識により、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き、社内取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p>【重任】</p> <p>ふじた よしかず 藤田 良和 (1986年5月10日生)</p>	<p>2009年4月 野村證券株式会社入社 2013年8月 オリックス株式会社入社 2017年2月 当社 取締役 CFO (現任) 2018年4月 当社 コーポレート本部長(現任) 2022年10月 株式会社paintory 取締役 (現任)</p>	500,000株
<p>取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>同氏は、取締役CFO兼コーポレート本部長として、2017年の就任以来、資本政策及び、企業成長に応じたコーポレート体制の構築を牽引し、当社の成長を牽引して参りました。今後も、金融、投資、財務戦略、ガバナンス等の同氏の幅広い経験と見識により、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き、社内取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p>【重任/社外】</p> <p>せのお けんいちろう 妹尾 堅一郎 (1954年1月1日生)</p>	<p>1976年4月 富士写真フイルム株式会社(現、富士フイルム株式会社)入社 1999年12月 株式会社慶應学術事業会 代表取締役副社長 2001年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 2004年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長(現任) 2006年4月 東京大学 大学院工学研究科 (TMI) 非常勤講師 (現任) 2007年7月 エリアワークス株式会社 取締役 (現任) 2012年6月 帝人株式会社 独立社外取締役、同社アドバイザー・ボードメンバー 2014年4月 長野県農業大学校 客員教授 (現任) 2015年4月 東京大学NEDO寄附講座「戦略タスクフォースリーダー養成実証プログラム」委員 2017年3月 三菱鉛筆株式会社 社外取締役 2017年4月 東京大学 政策ビジョンセンター「戦略タスクフォースリーダー養成プログラム」委員・教員 2019年2月 当社 社外取締役 (現任)</p>	2,500株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>同氏は、技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究において幅広く卓越した知識と経験、また、省庁や公的機関に関わる経験を通じて培われた幅広い見識を有しております。引き続き当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p>【重任/社外】 なかじま しん 中島 真 (1979年5月9日生)</p>	<p>2002年4月 PwCコンサルティング株式会社(現、日本IBM株式会社)入社 2005年9月 アフセンチュア株式会社入社 2009年5月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2013年4月 株式会社リブセンス入社 2014年3月 同社 取締役 2015年12月 株式会社waja 社外取締役 2017年5月 株式会社soeasy 取締役 2018年3月 株式会社エクソダス 取締役 2018年3月 当社 社外監査役 2018年3月 株式会社CAMPFIRE 取締役(現任) 2018年9月 株式会社waja 社外取締役 2019年4月 big株式会社 代表取締役(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任) 2020年9月 three treasures株式会社 取締役(現任) 2020年10月 株式会社スタイリィ 社外取締役(現任) 2021年1月 株式会社 GoodMorning 取締役 2021年3月 株式会社CAMPFIRE Startups 取締役 2021年7月 株式会社CAMPFIRE SOCIAL BANK 取締役 2021年12月 株式会社CAMPFIRE SOCIAL CAPITAL 取締役 2022年5月 株式会社Inspire High 社外取締役(現任)</p>	500株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、豊富なインターネットサービスや経営に関する知識等があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しております。引き続き当社の経営を監督していただくとともに、その知識経験に基づき、適宜助言又は提言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	<p>【重任/社外】 いよく みわこ 伊能 美和子 (1964年10月11日生)</p>	<p>1987年4月 日本電信電話株式会社(現、NTT) 入社 1999年7月 株式会社NTTコミュニケーションズ 入社(分社化) 2003年9月 日本電信電話株式会社(NTT持株会社) 転籍 2010年6月 ビーディーシー株式会社 社外取締役 2012年7月 株式会社NTTドコモ 転籍 2015年8月 株式会社ドコモgacco 代表取締役社長 2017年7月 タワーレコード株式会社 代表取締役副社長 2020年1月 東京電力ベンチャーズ株式会社 入社 同上 TEPCOライフサービス株式会社 取締役 2020年6月 株式会社タカラトミー 社外取締役(現任) 同上 株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役(現任) 2020年12月 株式会社学研ホールディングス 社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社Yokogushist 代表取締役(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(現任)</p>	300株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、日本電信電話株式会社などにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、事業立ち上げや様々な分野のDX等に豊富な経験・見識を有しております。引き続き当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、また、女性取締役として更なる多様性の推進に貢献していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 当社は妹尾堅一郎氏、中島 真氏及び伊能美和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、妹尾堅一郎氏、中島 真氏及び伊能美和子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。各氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
5. 妹尾堅一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年と1ヵ月であります。
6. 中島 真氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
7. 伊能 美和子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
8. 伊能 美和子氏の戸籍上の氏名は、近藤 美和子氏であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>【重任/社外】 くぎ だいぞう 工木 大造 (1964年7月4日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社アスキー入社 1998年3月 株式会社クラフテック入社 1999年4月 有限会社ポイントファイブコミュニケーション 代表取締役 2000年12月 株式会社インターネット総合研究所入社 2002年10月 株式会社IRIコマース&テクノロジー(現、株式会社イード) 取締役 2005年11月 cbook24ドットコム株式会社 取締役 2009年12月 cbook24ドットコム株式会社 監査役 2011年8月 株式会社ネットセキュリティ総合研究所 取締役 2012年11月 株式会社エンファクトリー 取締役 2014年6月 株式会社泰文堂(現、株式会社アース・スターエンターテイメント) 取締役 2015年5月 株式会社絵本ナビ 取締役 2017年10月 当社 社外監査役(現任)</p>	600株
<p>社外監査役候補者とした理由 同氏は、長年にわたるインターネット業界における深い知見及び、複数の企業で培われた経営者としての豊富な経験を有しております。その豊富な経験と知見を、引き続き当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>【重任/社外】 あきもと よしひろ 秋元 芳央 (1972年12月30日生)</p>	<p>2000年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） あさひ法律事務所（現：西村あさひ法 律事務所）入所</p> <p>2005年 8 月 シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル 法律事務所（米国ニューヨーク州）勤務</p> <p>2011年10月 グリー株式会社入社</p> <p>2014年10月 新樹法律事務所/パートナー</p> <p>2016年10月 Oneプライベート投資法人 監督役員 （現任）</p> <p>2017年11月 原口総合法律事務所（現：英和法律事 務所）参画</p> <p>2018年 1 月 フォースタートアップス株式会社 社 外監査役（現任）</p> <p>2018年 2 月 原口総合法律事務所（現：英和法律事 務所）パートナー（現任）</p> <p>2018年 4 月 JOYCOIN株式会社 社外監査役</p> <p>2018年 7 月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>2019年 1 月 株式会社ネッチ 社外監査役</p> <p>2019年 5 月 財産ネット株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2020年 3 月 株式会社ミラティブ 社外監査役（現任）</p> <p>2022年 8 月 オンサイト株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2023年 1 月 メディフォン株式会社 非常勤社外監査役 （現任）</p>	1,200株
<p>社外監査役候補者とした理由 同氏は、弁護士として国際取引を含む企業法務、コーポレートガバナンスやリスクマネジ メントに関する経験、及びIT業界に関する幅広い見識を有しております。その高い専門的知 見を、引き続き、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願い するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>【重任/社外】 うえの かずひろ 植野 和宏 (1977年3月8日生)</p>	<p>2001年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年5月 公認会計士登録 2006年1月 株式会社フジテレビジョン 経理局経理課入社 2009年9月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2019年4月 植野和宏公認会計士事務所開業 所長(現任) 2019年5月 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー（現任） 2019年7月 税理士登録 植野和宏税理士事務所開業 所長(現任) 2019年9月 株式会社ウイルプラスホールディングス 補欠監査役 2020年3月 当社 社外監査役（現任） 2020年7月 ESネクスト監査法人（現：ESネクスト有限責任監査法人） 代表パートナー 2020年10月 株式会社Leagress 代表取締役（現任） 2021年3月 KIYOラーニング株式会社 補欠監査役 2021年8月 ファーストコーポレーション株式会社 監査等委員取締役（現任） 2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人 パートナー（現任） 2022年3月 KIYOラーニング株式会社 社外取締役（現任）</p>	200株
<p>社外監査役候補者とした理由 同氏は、監査法人での勤務経験のほか、公認会計士及び税理士としての豊富な経験・見識を有しております。その高い専門的知見を、引き続き、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、工木 大造氏、秋元 芳央氏及び植野 和宏氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。各氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
5. 工木 大造氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年と5ヵ月であります。
6. 秋元 芳央氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年と8ヵ月であります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
7. 植野 和宏氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。

【ご参考】スキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名 (生年月日)	役職	委員会 ◎=委員長		分野								
		指名	報酬	企業経営	エンジニア リング・IT	グローバル	営業・ マーケティング	ファイナンス・ M&A	財務・会計	人事・労務・ 人材開発	法務・ リスク管理・ ガバナンス	サステナビリティ
おおた 睦 1984年12月29日	代表取締役 CEO			●	●	●	●					●
すずき 達哉 1985年7月24日	代表取締役 COO			●	●		●	●		●		
やなぎ 文孝 1980年9月11日	取締役 CTO			●	●	●				●		
ふじた 良和 1986年5月10日	取締役 CFO			●	●			●	●	●	●	●
せのお 堅一郎 1954年1月1日	社外取締役	◎	◎	●	●		●			●	●	●
なかじま 真 1979年5月9日	社外取締役	○	○	●	●		●	●		●		●
いよく 美和子 1964年10月11日	社外取締役			●	●		●	●		●		●
くぎ 大造 1964年7月4日	社外監査役	○	○	●	●		●	●	●	●	●	
あきもと 芳央 1972年12月30日	社外監査役										●	
うまの 和宏 1977年3月8日	社外監査役			●					●			

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年3月29日開催の当社第9回定時株主総会において、年額1億円以内としてご承認いただき、現在に至っておりますが、その後の経済情勢、経営環境の変化、取締役会構成の変更等諸般の事情を勘案して、年額1億5千万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は年額2千4百万円以内）に改めたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は引き続き7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、19ページに記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2018年3月23日開催の第8回定時株主総会において年額1千万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。その後の経済情勢、経営環境の変化、監査役会の構成の変化等の諸般の事情を勘案して、年額1千5百万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名であります。第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査役は引き続き3名となります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、「年額1億5千万円以内」となります。また、この報酬は例月報酬のみで構成される予定です。

今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の役員報酬に、株価連動性のある報酬を組み合わせることで、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

現在の対象取締役は4名です。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き4名となります。

なお、譲渡制限付株式報酬の割り当ては、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

(1) 譲渡制限付株式の発行又は処分の概要

対象取締役は、原則として毎年、当社取締役会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本割当契約の内容の概要は以下（4）のとおりです。

(2) 金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年50,000株以内いたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取

締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

①譲渡制限の内容

譲渡制限期間は、最大2年間とする。

対象取締役は、払込期日から、(a)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日が属する事業年度最終日から3ヶ月を超える日又は当該割当てを受けた日から1年を経過する日までのいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間①」という。）、本割当株式数の2分の1（以下「解除部分①」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができず、(b)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日から2年を経過する日までの期間（以下「本譲渡制限期間②」といい、総称して「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式数から解除部分①を除いた残りの部分（以下「解除部分②」という。）について、譲渡等を行うことができないものとする。（以下個別に又は総称して「本譲渡制限」という。）。

対象取締役が、本譲渡制限期間①において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分①につき、本譲渡制限期間①が満了した時点で、本譲渡制限期間②において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分②につき、本譲渡制限期間②が満了した時点で、それぞれ、本譲渡制限を解除する。当社は本譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、本譲渡制限期間①の満了後本譲渡制限期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、当然に無償で取得する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の

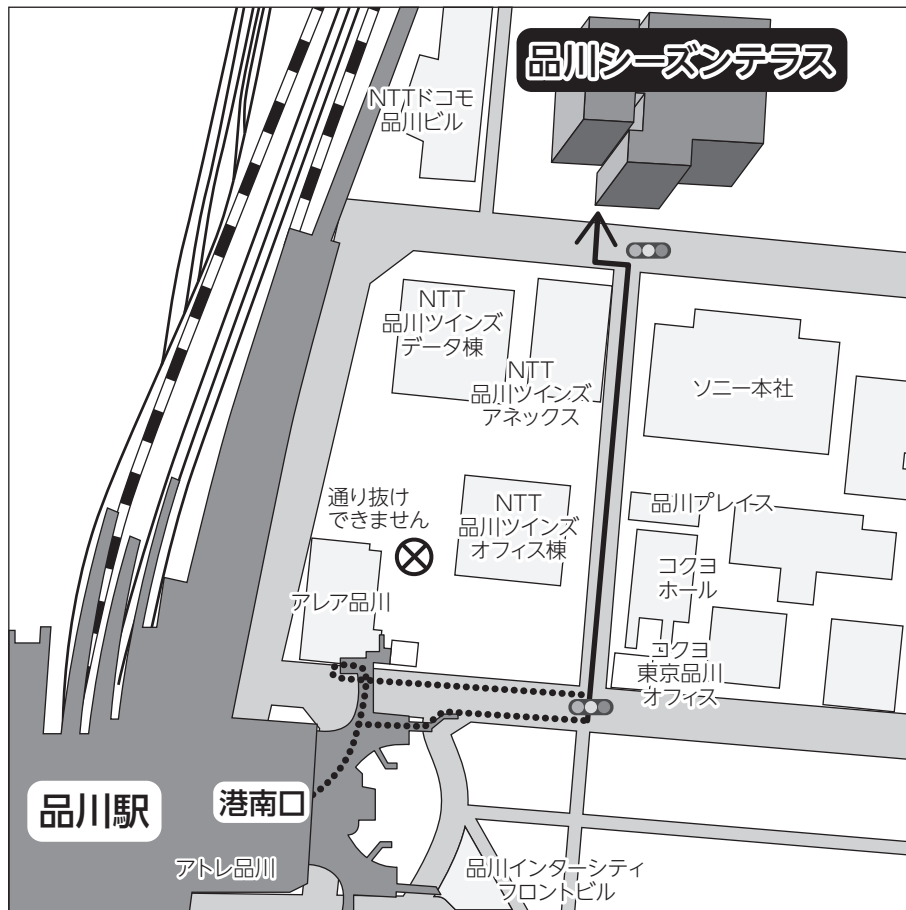
取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南一丁目2番70号
会場 品川シーズンテラス1棟3階 カンファレンス
TEL 03 (6433) 1905



会場最寄駅 JR品川駅港南口(東口)より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分

